



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 10 月 20 日 (木曜日) 第 350 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○決算の要領の公表…………… (財政課) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令に基づく講習会の登録…………… (衛生管理課) 1	
○保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明について (3件) …………… (") 2	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (") 3	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3	
訓 令	
○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 3	
公 告	
○飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産振興課) 4	
○公共測量の実施の通知 (2件) …………… (管理課) 4	
人事委員会告示	
○有給休暇の承認の基準の特例に関する告示…………… 5	
選挙管理委員会告示	
○不在者投票のできる施設の指定…………… 5	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 5	
○資金管理団体の指定及び異動の届出…………… 7	

告 示

宮崎県告示第 689号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 233条第 3 項の規定により、令和 4 年 9 月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第 6 項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 決算の認定に関する議会の議決

- (1) 令和 3 年度宮崎県歳入歳出決算 認定
- (2) 令和 3 年度宮崎県電気事業会計決算 認定

- (3) 令和 3 年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
- (4) 令和 3 年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
- (5) 令和 3 年度宮崎県立病院事業会計決算 認定

2 決算の要領

別冊 1 のとおり

3 監査委員の意見

別冊 2 のとおり

宮崎県告示第 690号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000376	G I F T w i t h	児湯郡高鍋町大字上江8089-2	株式会社G I F T	西都市右松 717-8 サザンポート西都 1 F	令和 4 年 11 月 1 日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 691号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (平成 3 年政令第 52 号) 第 10 条の規定により、講習会を次のとおり登録した。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人日本食品衛生協会 東京都渋谷区神宮前 2 丁目 6 番 1 号

全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会 東京都台東区下谷 2 丁目 1 番 10 号

一般社団法人日本食鳥協会 東京都千代田区岩本町 2 丁目 9 番 7 号 R E C ビル 7 階

2 講習会の実施期間

- (1) e ラーニング

令和 4 年 12 月 15 日から令和 5 年 1 月 20 日まで
(2) 集合
令和 5 年 2 月 8 日

宮崎県告示第 692号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字西ノ八峡5775-199（次の図に示す部分に限る。）、5775-57、5775-147、5775-148、5775-198、5775-225、5775-227
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 693号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字西ノ八峡5775-140、5775-142、5775-151、5775-152、5775-154、5775-163
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 694号

保安林の指定施業要件の変更（令和 4 年宮崎県告示第 630号）に係る保安林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示すると

もに、その要旨を告示する。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場
河野鉄三郎、甲斐仲治

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 630号によること。

宮崎県告示第 695号

保安林の指定施業要件の変更（令和 4 年宮崎県告示第 631号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

串間市役所
岩本伊吉郎、岩本勇衛門、吉田今朝助

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 631号によること。

宮崎県告示第 696号

保安林の指定施業要件の変更（令和 4 年宮崎県告示第 632号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

串間市役所
河野アイ、河野義行、河野興助、河野慶藏、河野政行、河野善次郎、河野清、岩坂善十、岩坂辰藏、久保田才吉、久保田寅吉、橋川八次郎、山下進、山下政衛門、山下荘太郎、山下利之、松下志保子、進藤熊一、川崎正則、前田三吉、村中俊六、中村房夫、島田ラク、島田友市、藤村良一、日高重美、日高正、日高愛吉、日高安太郎、日高市作、日高十勝、日高松エ門、日高政文、日高忠作、日高榮市、迫口節、迫口忠左衛門、迫口定己、牧草太一、蓑輪三次郎、蓑輪政藏、野辺英義、野辺加太郎、野辺喜太郎、野辺幸次郎、野辺今朝吉、野辺今朝市、野辺実、野辺種秋、野辺助市、野辺新藏、野辺政行、野辺政男、野辺退藏、野辺貞俊、野辺壽義、野辺與三吉、野邊元義、矢野三次郎、黒木今朝市、黒木俊春、黒木善市

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件につ

いては令和4年宮崎県告示第632号によること。

宮崎県告示第697号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年10月20日から同年11月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字瀬ノ猿渡 356番1地先から同市同町板下字戊354番4地先まで	旧	3.7～9.0	51.6
				新	3.8～7.5	51.6

宮崎県告示第698号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年10月20日から同年11月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2094-ぬ林小班から同郡同町同大字中尾国有林2094-ぬ林小班まで	旧	6.0～10.5	69.1
				新	8.4～64.4	69.1

宮崎県告示第699号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年10月20日から同年11月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2094-ぬ林小班から同郡同町同大字中尾国有林2094-ぬ林小班まで	令和4年10月20日

宮崎県告示第700号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(高鍋)2022-1	株式会社吉野不動産代表取締役吉野大作	児湯郡新富町大字三納代字柳原1616番4、同所字同16番4地先水路敷の一部及び同所字城下3番3の里道の一部	4.00～6.00	52.20	令和4年10月6日

訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第12号

本庁
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程（平成19年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務	所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務
[略]				[略]			
水産試験場	宮崎市港東1丁目（ <u>宮崎港内</u> ）	[略]	漁業調査取締船の運航に関すること。	水産試験場	日南市油津4丁目（ <u>油津港内</u> ）	[略]	漁業調査船の運航に関すること。
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、令和4年11月25日から施行する。

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、収去飼料の栄養成分に関する検査の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和4年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

製造事業場等の名称及び所在地等	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
農業生産法人 有限会社アグテック 新富町	同左	TMRビッグマザー	令和4年6月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
宮崎みどり製菓株式会社 宮崎市	同左	スーパーネッカリッチ畜産（宮崎）30%	令和4年6月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社ミヤベイ直販 宮崎市	同左	米ぬか	令和4年6月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
桐谷物産株式会社 川南町	同左	フェザーミール	令和4年7月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社宮崎サンエフ 川南町	同左	3Fミックス	令和4年7月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
西日本油脂工業株式会社 西都市	同左	チキンミール	令和4年7月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和4年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県宮崎市佐土原町下那珂
- 3 作業期間
令和4年10月10日から令和5年12月2日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

令和4年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）
- 2 作業地域
宮崎県都城市の一部
- 3 作業期間
令和4年10月11日から令和5年3月31日まで

人事委員会告示

有給休暇の承認の基準の特例に関する告示をここに公表する。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会告示第 4 号

有給休暇の承認の基準の特例に関する告示

有給休暇の承認の基準（昭和 28 年宮崎県人事委員会告示第 1 号）第 20 号の規定の令和 4 年における適用については、同号中「10 月」とあるのは、「11 月」とする。

附 則

- この告示は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- この告示は、令和 4 年 11 月 1 日以降に採用された職員については、適用しない。
- この告示は、令和 4 年 11 月 30 日限り、その効力を失う。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 54 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団晴緑会 宮崎医療センター病 院介護医療院	宮崎市高松町 2 番 16 号	令和 4 年 10 月 4 日

宮崎県選挙管理委員会告示第 55 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 4 年 10 月 10 日現在次のとおりである。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 17,919 人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 211,990 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 4 年 10 月 10 日現在次のとおりである。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二
西臼杵郡選挙区 5,325 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 57 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 20 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○政党の支部

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
参政党宮崎支部	滋 井 邦 晃	蛭 原 要	宮崎市青島 4 丁目 1 番 16 号 鮮度館ボ ンデリス内	令和 4 年 9 月 7 日

○その他の政治団体

(二) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大志会	吉 村 大志郎	吉 村 大志郎	宮崎市大工 1-11-25	令和 4 年 8 月 4 日
恒吉ひろゆき後援会	恒 吉 浩 之	宮 木 章 太	宮崎市大工 1-11-25	令和 4 年 8 月 15 日
東国原英夫後援会	東国原 英 夫	谷 口 俊 朗	宮崎市広島 1 丁目 17-21 ポレスター アーバンシティ広島 1306	令和 4 年 8 月 15 日
西村尚彦後援会	西 村 尚 彦	野 元 祥 一	北諸県郡三股町五本松 26-4	令和 4 年 8 月 15 日
スーパークレイジー君後援会	西 本 誠	西 本 絢 子	宮崎市松橋 2-7-21 202 号	令和 4 年 8 月 15 日
スーパークレイジー君宮崎	西 本 誠	西 本 絢 子	宮崎市松橋 2-7-21 202 号	令和 4 年 8 月 15 日
スーパークレイジー君党宮崎	西 本 誠	西 本 絢 子	宮崎市松橋 2-7-21 202 号	令和 4 年 8 月 15 日
天安河原の会	遠 山 禎 一	谷 口 俊 朗	宮崎市西池町 2-25	令和 4 年 8 月 19 日
中原みほ後援会	中 原 徹 成	中 原 一 男	北諸県郡三股町大字樺山 3165	令和 4 年 9 月 1 日
金松勲後援会	金 松 勲	金 松 まゆみ	小林市須木下田 442	令和 4 年 9 月 2 日
こみかど綾後援会	長 友 綾	長 友 京 子	延岡市船倉町 1 丁目 2 番地 5 エイル ヴィラ城山東パークアベニュー 1102 号室	令和 4 年 9 月 9 日
森崎英明後援会	森 光 和 弘	森 崎 佳 尚	児湯郡高鍋町大字南高鍋 7540-27	令和 4 年 9 月 13 日
こだま秀人後援会	兒 玉 秀 人	若 杉 広 則	児湯郡高鍋町大字上江 8300	令和 4 年 9 月 13 日
岩津良後援会	岩 津 良	岩 津 良	北諸県郡三股町新馬場 18 番地 4 号	令和 4 年 9 月 15 日
ながともよし立後援会	長 友 芳 立	長 友 由 紀 江	宮崎市大工 3-296-2 レクシア宮 崎大橋アクアテラス 301 号	令和 4 年 10 月 4 日
押川ゆきひろ後援会	日 高 重 俊	野 田 あきみ	宮崎市大瀬町 1720-9	令和 4 年 10 月 5 日
森ひろみち後援会	森 弘 道	森 弘 道	児湯郡高鍋町大字持田 2927 番地 1	令和 4 年 10 月 5 日
横峯良郎後援会	横 峯 良 郎	横 峯 良 郎	宮崎市阿波岐ヶ原町前浜 4276-1018	令和 4 年 10 月 5 日
橋重文後援会	橋 重 文	橋 重 文	児湯郡高鍋町大字南高鍋 12450 番地 2	令和 4 年 10 月 7 日

2 異動届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
指宿あきひろ会	山 下 正 人	代 表 者	山 下 正 人	藤 井 健 二 郎	令和 4 年 8 月 16 日
緒方なおき後援会	緒 方 真 也	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町大字北高鍋 1349-1	児湯郡高鍋町大字上江 82 98	令和 4 年 8 月 20 日
東国原英夫後援会	東国原 英 夫	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通東 3 丁目 2- 14 松永ビル	宮崎市広島 1 丁目 17-21 ポレスターアーバンシ ティ広島 1306	令和 4 年 9 月 1 日
長友しんじ後援会	長 友 慎 治	会 計 責 任 者	菊 池 史 隆	黒 木 章 光	令和 4 年 9 月 28 日
なないろの明日をつくる会	黒 田 奈 々	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会 議員関係政治団体	令和 4 年 9 月 30 日
山口としきと宮崎市を 考える会	山 口 俊 樹	主たる事務所の所在地	宮崎市出来島町 7-5 シ ャームゾン出来島 301	宮崎市吉村町曾師前甲 31 42-2 ルーチェ 1-102	令和 4 年 10 月 1 日
中岡延之後援会	中 岡 延 之	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町大字北高鍋 958-1	児湯郡高鍋町大字上江 76 18	令和 4 年 10 月 6 日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党宮崎県参議院選挙区第1総支部	黒 木 章 光	令和4年8月24日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松田茂徳後援会	松 田 正 一	令和3年12月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
吉 村 大志郎	宮崎県議会議員	大志会	宮崎市大工1-11-25	令和4年8月4日
恒 吉 浩 之	宮崎市議会議員	恒吉ひろゆき後援会	宮崎市大工1-11-25	令和4年8月15日
兒 玉 秀 人	高鍋町議会議員	こだま秀人後援会	児湯郡高鍋町大字上江8300	令和4年9月13日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
黒 田 奈 々	なないろの明日をつくる会	公職の種類	宮崎市議会議員	参議院議員	令和4年9月30日

--	--